

船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、船橋市商業活性化協議会（以下「協議会」という。）が行う商業振興事業の円滑な推進を図るため、協議会に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき船橋市商業活性化協議会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第2条 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、協議会が商業振興事業を行うために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 市が交付する補助金の額は、予算の範囲内で、前項で定める補助対象経費の2分の1以内とする。

(交付申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 協議会の規約等及び役員・会員名簿
- (5) その他市長が認めるもの

(決定通知)

第4条 規則第6条の規定による通知は、船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(計画変更等の承認申請書)

第5条 規則第10条の規定により承認を受けようとするときは、船橋市商業活性化協議会事業費補助事業計画変更（中止・廃止）申請書（第3様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、船橋市商業活性化協議会事業費補助事業実績報告書（第4号様式）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第7条 規則第13条の規定による通知は、船橋市商業活性化協議会事業費補助金確定通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付時期)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額を上限とする。

2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする協議会は、船橋市商業活性化協議会事業費補助金概算払請求書（第6号様式）により、市長に請求しなければならない。

(概算払の精算)

第9条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた協議会は、第7条による通知を受けたときは、船橋市商業活性化協議会事業費概算払精算書（第7号様式）により精算手続きを取るととともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない

(決定の取消通知)

第10条 規則第8条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第16条の2の規定による返還命令は、船橋市商業活性化協議会事業費補助金返還命令書（第9号様式）により命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類の整備)

第12条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（以下、「帳簿」という。）を備え、当該収入及び支出について証拠書類（以下、「証拠書類」という。）を整備し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

| | | |
|--------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 事業名 | 船橋市商業活性化協議会事業費補助金 | |
| 事業趣旨 | 船橋市商業活性化協議会が地域商業振興のため実施する事業費の一部を助成することにより、地域商業の総合的な発展と改善を図る。 | |
| 補助対象者 | 船橋市商業活性化協議会 | |
| 補助対象経費 | 商業振興事業費 | |
| | 商業活性化事業 | 旅費・報償費・消耗品費・印刷製本費・広告費・使用料及び賃借料・委託費・通信運搬費 |
| | 商業環境整備事業 | 旅費・報償費・消耗品費・印刷製本費・使用料及び賃借料・委託費・通信運搬費 |
| | 研修・勉強会事業 | 旅費・報償費・消耗品費・印刷製本費・使用料及び賃借料・委託費・通信運搬費 |
| 補助限度額 | 予算の範囲内（補助対象経費の2分の1以内） | |

第1号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

下記のとおり、船橋市商業活性化協議会事業費補助金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

円

第2号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付決定通知書

号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった船橋市商業活性化協議会事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助事業計画変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商業活性化協議会事業費補助
金に係る事業を計画変更・中止・廃止したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更又は中止（廃止）の理由
- 2 変更又は中止（廃止）年月日
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）
変更前
変更後

第4号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋市商業活性化協議会事業費補助
金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

(1) 補助事業に要した経費 円

(2) 交付決定額 円

2 補助事業完了年月日 年 月 日

第5号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金確定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった船橋市商業活性化協議会事業費補助金に係る事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第6号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付 号で交付決定のあった船橋市商業活性化協議会事業費補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額

円

第7号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地

概算払を受けた船橋市商業活性化協議会事業費補助金について、下記のとおり精算します。

記

| | |
|---------|---|
| 戻入(返納)額 | 円 |
|---------|---|

| | |
|---------|---|
| 概算払額 | 円 |
| 精算金額 | 円 |
| 差引残額 | 円 |
| 過給(不足)額 | 円 |

第8号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金交付決定取消通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けの船橋市商業活性化協議会事業費補助金の交付決定については、下記理由により取り消しましたので通知します。

記

取り消しの理由

第9号様式

船橋市商業活性化協議会事業費補助金返還命令書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった船橋市商業活性化協議会事業費補助金について、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

| | | | | |
|-----------|----------|---------|---|---|
| 返還すべき金額 | | | | 円 |
| 返 還 期 限 | 年 月 日 まで | | | |
| 返還を命ずる理由 | | | | |
| 返 還 方 法 | | | | |
| 交付決定年月日 | 年 月 日 | 文 書 番 号 | 号 | |
| 交 付 決 定 額 | 円 | | | |
| 既 交 付 額 | 年 月 日 交付 | _____円 | | |
| | 年 月 日 交付 | _____円 | | |
| | 年 月 日 交付 | _____円 | | |
| | 計 | _____円 | | |
| 交 付 確 定 額 | 円 | | | |